

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）附則第５条第１項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第８条第４項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和３年７月２６日

佐賀県知事 山口 祥義

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス南佐賀店

佐賀県佐賀市南佐賀二丁目９０番地１ 外

２ 届出の内容

（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

３ 意見の概要

意見なし